

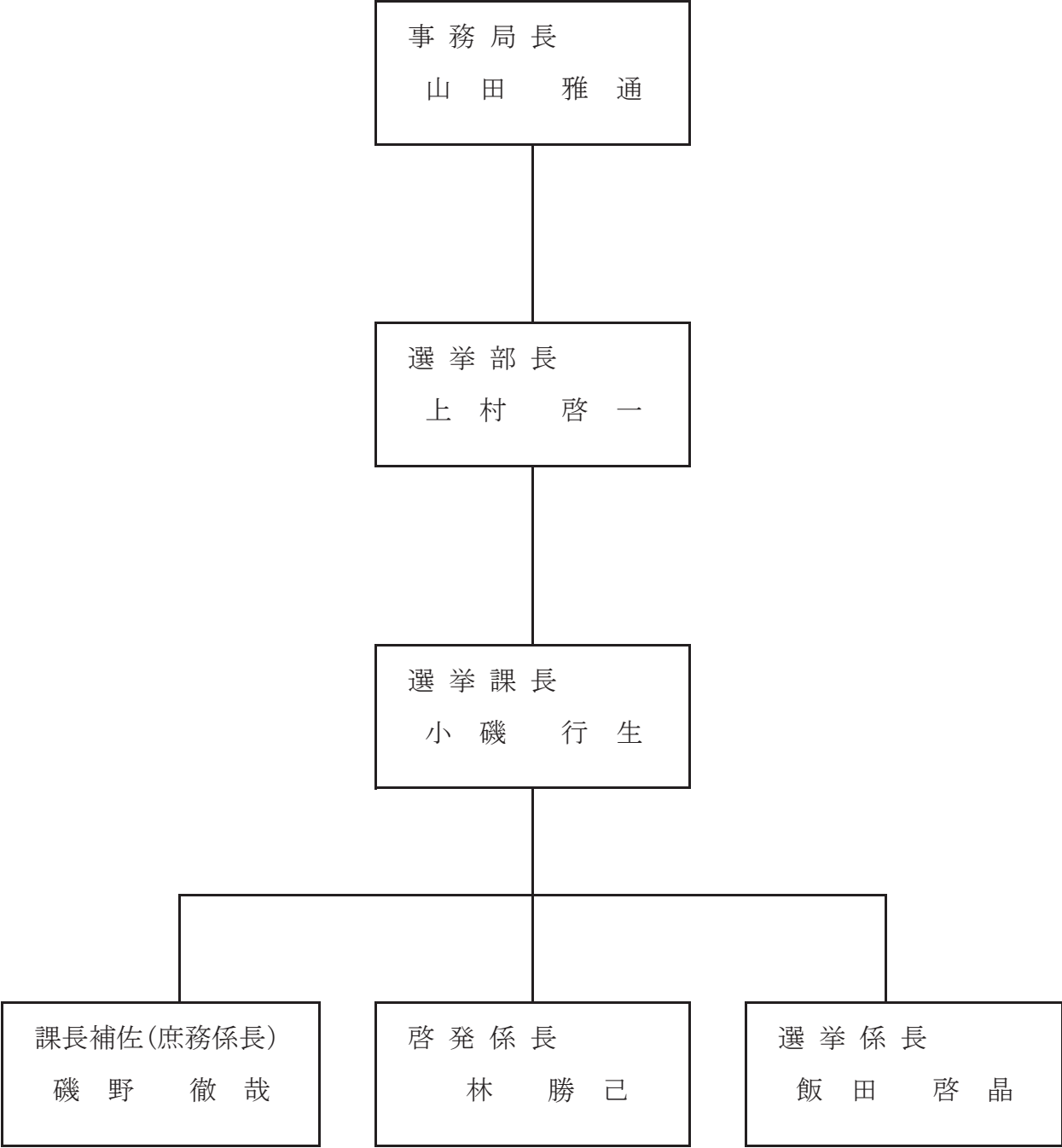
機 構 及 び 事 務 分 掌

(平成 24 年 6 月 5 日)

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

選挙管理委員会事務局機構図

平成24年6月5日現在



選挙管理委員会事務局事務分掌

選挙課

庶務係

- (1) 局内の予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の人事及び文書に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 他の係の主管に属しないこと。

啓発係

- (1) 選挙思想の常時啓発に関すること。
- (2) 各種選挙時の啓発に関すること。

選挙係

- (1) 選挙管理委員会に関すること。
- (2) 委員会の議事に関すること。
- (3) 区選挙管理委員会に関すること。
- (4) 各種選挙の執行及び管理指導に関すること。
- (5) 直接請求事務に関すること。

平成 24 年度

予 算 説 明 書

選挙管理委員会事務局

目 次

平成 24 年度一般会計歳入予算説明	1
平成 24 年度一般会計歳出予算説明	2

平成24年度 一般会計歳入予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
	千円	千円	千円		
17款 県 支 出 金	6,882	434,152	△ 427,270		
2項 県 補 助 金	0	916	△ 916		
(総務費県補助金)	0	916	△ 916	(廃 目)	
(廃) 明るい選挙推進費 交 付 金	—	916	△ 916		
3項 県 委 託 金	6,882	433,236	△ 426,354		
1目 総務費県委託金	6,882	433,236	△ 426,354		
(4) 海区漁業調整委員会 委員選挙人名簿調 製費委託金	25	25	0	神奈川海区漁業調整委員 会委員選挙人名簿調製費 に対する県委託金	63
(5) 在外選挙人名簿登録 調製費委託金	2,691	2,736	△ 45	在外選挙人名簿登録調製 費に対する県委託金	63
(6) 明るい選挙推進費 委 託 金	916	—	916	明るい選挙推進に対する 県委託金	63
(7) 海区漁業調整委員会 委員選挙費委託金	3,250	—	3,250	平成24年8月7日任期満了に 伴う神奈川海区漁業調整委 員会委員選挙費に対する県 委託金	63
(廃) 統一地方選挙費 委 託 金	—	430,475	△ 430,475		
22款 諸 収 入	210	231	△ 21		
5項 雑 入	210	231	△ 21		
1目 総務費雑入	210	231	△ 21		
(1) 広告料収入	210	231	△ 21	新有権者向け選挙啓発 冊子への掲載広告料	78
歳入合計	7,092	434,383	△ 427,291		

平成24年度 一般会計歳出予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
	千円	千円	千円		
2款 総務費	842,600	1,878,025	△ 1,035,425		
8項 選挙費	842,600	1,878,025	△ 1,035,425		
1目 選挙管理費	842,600	875,785	△ 33,185	<p style="text-align: right;">千円</p> (1) 市・区選挙管理委員及び職員に対する報酬・給料等 785,147 (2) 運営費 18,236 (3) 選挙常時啓発費 18,395 (4) 明るい選挙推進事業費 18,571 (5) 海区漁業調整委員会委員選挙費 2,251	110
(統一地方選挙費)	—	1,002,240	△ 1,002,240	(廃 目)	
歳出合計	842,600	1,878,025	△ 1,035,425		

平成 24 年度 選挙管理委員会事務局 運営方針

『積極的な投票参加の推進』

I 基本目標

～法令に基づいた「選挙事務の適正・円滑な管理執行」とともに、有権者のニーズを踏まえた「投票しやすい環境づくり」「明るい選挙・投票意識の高揚」を積極的に推進します。～

II 目標達成に向けた施策

1 公正かつ適正な選挙の執行管理

- 「急施を要する選挙」についても対応できる万全の準備体制の構築
- 平成 24 年 8 月 7 日任期満了の海区漁業調整委員会委員一般選挙の公正かつ適正な執行

2 投票しやすい環境づくり

- 障害者や高齢者の投票環境向上に向けた検討・実施
- 投票所・投票区域の見直し点検、「誰もが投票しやすい投票所(モデル)」の検討
- 選挙事務における「ICT(情報通信技術)活用」に関する調査・検討

3 効果的な啓発事業の実施

- 教育委員会との連携による「主権者教育」の実施に向けた取組
- 市内大学と連携した啓発事業の実施
- 明るい選挙推進協議会の組織の活性化、若者啓発団体(イコットプロジェクト)の育成

4 “チーム選挙”の総合力アップ

- 区・市選管職員のスキルアップ
- 職員の政治的中立性の確保
- ワークライフバランスの徹底 等

III 目標達成に向けた組織運営

区選管、区明推協等との連携・協働

公正かつ適正な選挙の執行や投票環境向上には、現場で事務を執行する区選管や区明推協、自治会町内会との連携が不可欠です。

各種会議など、あらゆる機会を通じて、情報共有と緊密な連携を図ります。

区・市選管職員のスキルアップ

新人職員・転入職員へのきめ細かな指導や各種研修を実施するほか、選挙事務に関する知識・ノウハウを選管職員間で確実に共有することにより、区・市選管職員のスキルアップを図ります。

法令遵守の徹底と適正な事務執行

選挙に関連した法令遵守が全庁的に徹底されるよう、引き続き取り組んでいきます。

また、選挙執行経費の適正な執行及び市内中小企業への優先発注についても、区・市選管間で確認、徹底していきます。

ワークライフバランスの徹底

選挙時は公正かつ適正な選挙事務の執行のために「仕事」に邁進しなければなりません。年間を通してワークライフバランスをより一層推進することにより、「仕事」への好循環を図ります。

1 公正かつ適正な選挙の執行管理

【主な事業・取組】

- 「急施を要する選挙」についても対応できる万全の準備体制の構築

- 平成 24 年8月7日任期満了の海区漁業調整委員会委員一般選挙の公正かつ適正な執行

【内容】

- ⇒〈区選管との情報共有〉
 - ①係長会議 (定例:月1回)
 - ②区・市選管職員テーマ別ミーティングの実施 (随時)
 - ③YCANを通じた情報共有 (通年)
- ⇒〈区・市選管職員スキルアップ〉
 - ①新任係長研修の実施 (4月)
 - ②初任者研修の実施 (4月～5月)
 - ③市町村アカデミー(市町村職員中央研修所)主催の選挙事務研修への参加(9月)
 - ④実務研修の実施 (10月～11月)
- ⇒県選管、区選管、漁業協同組合との調整 (~7月)
- ⇒①期日前投票の円滑な執行 (7月25日～8月1日)
- ②投票、開票の円滑な執行 (投票・開票 8月2日)

2 投票しやすい環境づくり

【主な事業・取組】

- 障害者や高齢者の投票環境向上に向けた検討・実施

- 投票所・投票区域の見直し点検、「誰もが投票しやすい投票所(モデル)」の検討

- 選挙事務における「ICT(情報通信技術)活用」に関する調査・検討

【内容】

- ⇒①現状・課題・ニーズの調査 (9月)
- ②障害者や高齢者の投票環境の向上に向けた対応策 (12月)
- ③郵便による不在者投票制度の広報 (通年)

- ⇒①23年度調査(投票所・投票区域カルテ)の内容更新 (9月)
- ②投票所・投票区域の見直し検討 (通年)
- ③誰もが投票しやすい投票所(モデル)の調査・検討 (12月)

- ⇒①ICTの進展を見据えた今後の選挙事務に関する研究 (通年)
- ②有権者の利便性向上及び事務の効率化のためのICT活用策の検討 (12月)

3 効果的な啓発事業の実施

【主な事業・取組】

- 教育委員会との連携による「主権者教育」の実施に向けた取組
- 市内大学と連携した啓発事業の実施
- 明るい選挙推進協議会の組織の活性化、若者啓発団体(イコトプロジェクト)の育成

【内容】

- ⇒①中学校「社会参画」モデル授業の共同研究 (通年)
- ⇒①「投票参加状況調査」のデータ分析に基づく効果的な啓発事業の提案募集 (12月)
- ⇒②若年層向け啓発用映像の制作 (9月)
- ⇒①活動の活性化を図ることができる組織のあり方の検討 (12月)
- ⇒②イコトプロジェクトの活動拡充に向けた具体策の検討・実施 (10月)

4 “チーム選挙”の総合力アップ

【主な事業・取組】

- 区・市選管職員のスキルアップ
- 職員の政治的中立性の確保
- ワークライフバランスの徹底

【内容】

- ⇒①新任係長研修の実施(再掲)(4月)
- ⇒②初任者研修の実施(再掲)(4月～5月)
- ⇒③市町村アカデミー(市町村職員中央研修所)主催の選挙事務研修への参加(再掲)(9月)
- ⇒④実務研修の実施(再掲)(10月～11月)
- ⇒⑤区・市選管職員テーマ別ミーティングの実施(再掲)(随時)
- ⇒⑥職員意見交換会の実施(毎週水曜日)
- ⇒⑦他自治体との連携への取組(通年)
- ⇒①新任選管職員に対するコンプライアンス推進研修(5月)
- ⇒②コンプライアンス推進室が実施する各区局職員を対象とした政治的中立性確保のための研修への支援(年度内)
- ⇒①年次休暇・夏季休暇や連続休暇の積極的な取得
- ⇒②定時退庁日の定時退庁の徹底(通年)
- ⇒③定時退庁強化月間の設定(8月)
- ⇒④仕事量共有のための係ミーティングの実施(通年)
- ⇒⑤超過勤務実施時のルールの徹底(通年)